

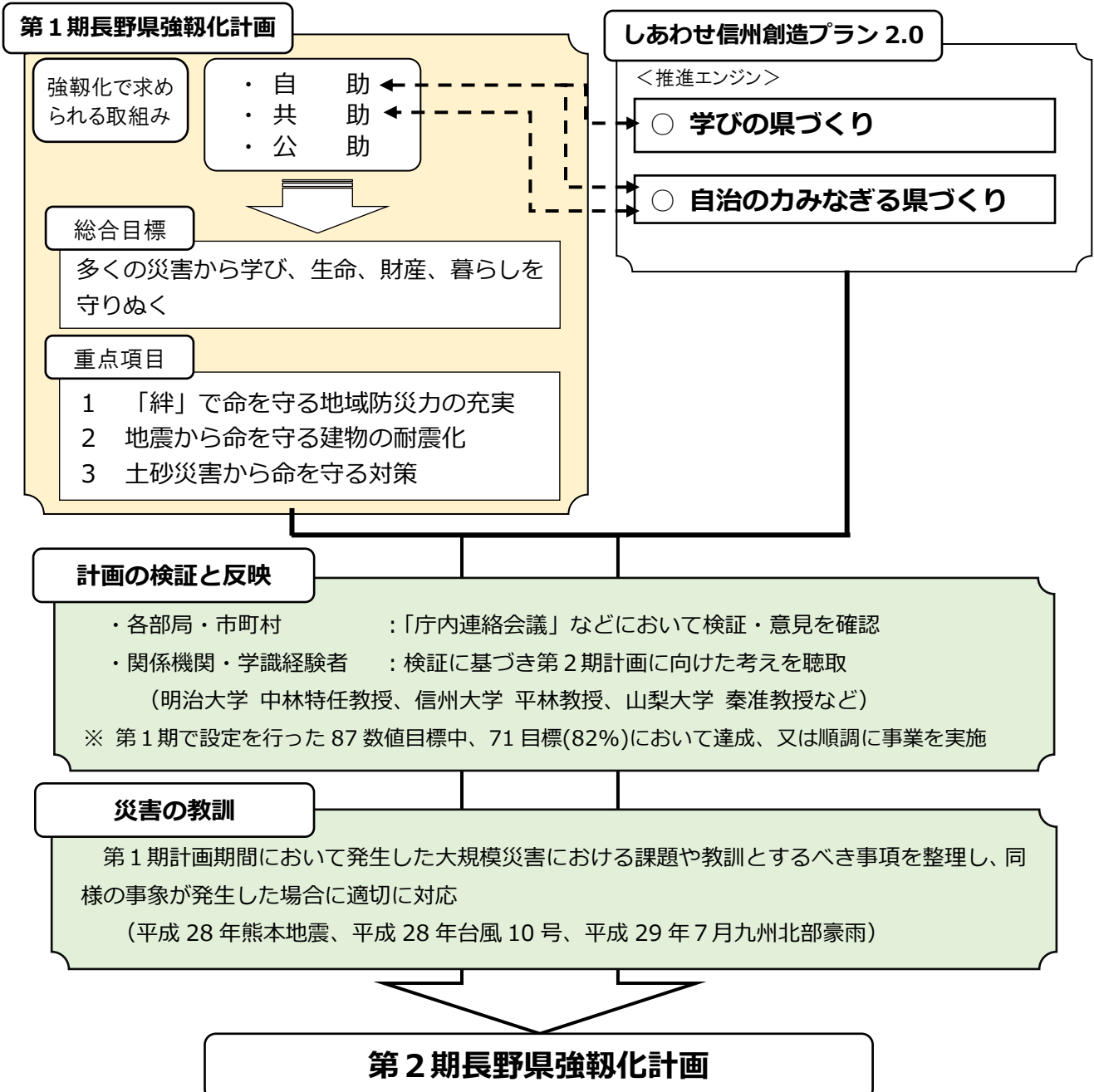
平成 30 年（2018 年）3 月 23 日
 危機管理部 消防課 総務係
 （課長）花岡 徹（担当）野本 和弘
 電 話：026-235-7407（直通）
 026-232-0111（代表）内線 5212
 F A X：026-233-4332
 E-mail：shobo@pref.nagano.lg.jp

第 2 期長野県強靱化計画(案)について

1 概要

第 1 期長野県強靱化計画（計画期間：2016 年度～2017 年度）の実施に伴う検証や、新たに得られた教訓を反映し、第 2 期強靱化計画（計画期間：2018 年度～2022 年度）を策定する。

2 計画策定の考え方



3 第2期長野県強靱化計画のポイント

総合目標

「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」

長野県強靱化計画における重点項目

1 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

自治

- 地域防災の要である「消防団」の充実強化に向けた取組
- 自主防災組織の強化に向けた啓発
- 要配慮者を対象とする避難体制等の作成支援
- 災害時における広域福祉支援体制の整備
- 火山に関する地域防災体制の推進

学び

- 防災教育の推進・学びの場の拡大
- 工夫を凝らした県民向け体験型出前講座の開催

達成目標：人口1000人当たり消防団員数 (16.85人(2016年度)→17.20人(2022年度))
消防団員数に占める女性消防団員数の割合(3.1%(2016年度)→5.0%(2022年度))
災害時住民支え合いマップ等の作成地区数
(2,491地区(2016年度)→要配慮者がいる全ての地区(2025年度))

2 地震から命を守る建物の強靱化

学び

- 住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発の実施
- 住宅所有者が耐震化を容易にする環境の整備
- 住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金による耐震改修の促進
- 火災・地震保険、共済加入の促進
- 被災者生活再建支援制度などの被災者支援制度の周知
- 学校・幼稚園・保育所の耐震化促進
- 病院・旅館・ホテルの耐震化促進
- 市町村防災拠点の強靱化

達成目標：住宅の耐震化率 (80.1%(2016年度)→90.0%(2020年度))
地震保険の附帯率 (56.7%(2016年度)→65.0%(2022年度))
子供たちが利用する一定規模以上の学校等の耐震化 (2020年度までに100%)

3 集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策

自治

- 大水害に対する「地域の取組方針」の策定と対策の実施
(想定最大降雨での洪水浸水想定区域図の作成・周知)
- 「地域の防災マップ」「災害時住民支え合いマップ」等の作成
- 要配慮者利用施設による避難計画・避難訓練を推進
- 要配慮者利用施設を保全するハード・ソフト一体対策の推進
- 地域との協働により事前防災治山計画の策定
- 「山地防災マップ」の整備

達成目標：最大規模の降雨での洪水浸水想定区域図の作成河川数
(6河川(2017年度)→34河川(2021年度))
要配慮者利用施設における避難計画・避難訓練実施施設数
(180施設(2016年度)→全ての要配慮者利用施設(2022年度))
地域との協働で行う事前防災治山計画策定数 (0箇所(2017年度)→50箇所(2022年度))

第2期長野県強靱化計画の概要

総合目標

「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」

基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動が停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

第1章 計画の基本的事項

性 格：国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画

目 的：行政、企業、県民が一体となって強靱化に取り組み、県民の生命・財産・暮らしを守ること

期 間：2018年度から2022年度

- 県民・民間事業者の取り組みについて記載するとともに、有識者からの意見聴取を計画に反映
- PDCAサイクルによる計画・施策の見直しを実施

第2章 基本的な考え方

想定リスク：地震災害、土砂災害・水害、火山噴火災害、大雪・雪崩災害

広域連携：長野県が広域連携で果たす役割、広域受援計画

第3章 取り組むべき事項

重点項目

- 1 学びと自治で進める地域防災力の充実
- 2 地震から命を守る建物の強靱化
- 3 集中豪雨などから命を守る水害・土木災害対策

第1節 人命の保護

- ・ 大規模地震に備える住宅の耐震化の推進
- ・ 河川管理者、市町村、住民が連携し、全体で洪水に備える「水防災意識社会」の構築
- ・ 流木による災害被害の拡大を防ぐため、「災害に強い森林づくり」の整備
- ・ 学校に加え、防災関係機関の連携に基づく防災教育の推進

第2節 迅速な救助、救急活動等

- ・ 大規模災害を想定し、円滑な応援受入が可能となる幹線道路の整備
- ・ 自主防災組織の充実、一般県民への裾野の拡大
- ・ 消防団の充実強化に向けた団員確保・理解に向けた取組
- ・ 医療機関の被災に際し早急に診療機能を回復するための、BCPの整備促進

第3節 行政機能、情報通信機能の確保

- ・ 震災直後でも業務継続に支障を生じないようにするための、耐震改修の更なる推進
- ・ 災害時に外国人が適正に対応を行うための、多言語による防災情報の提供

第4節 ライフラインの確保、早期復旧

- ・ 流木等による道路ネットワークの分断に対応できるアクセス道路の整備推進

第5章 流通・経済活動の維持

- ・ 事業者に対するBCPの作成促進、策定されたBCPの継続的な改善

第6章 二次的な被害の防止

- ・ 海外へ向けた正確な災害情報の発信
- ・ 要配慮者が適切に避難生活を可能となる避難所の運営管理の周知徹底

第7章 元の生活へ

- ・ 生活再建支援、地震保険等の加入促進など自助・共助・公助が一体となった取り組み推進